

守谷市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則

平成3年5月20日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、守谷市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成3年守谷町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の許可申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による許可を受けようとする事業主等（以下「申請者」という。）は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業許可申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地登記簿謄本
- (2) 土地所有者一覧表
- (3) 位置図
- (4) 公図の写し
- (5) 周囲の利用状況図
- (6) 土砂等の搬入経路図
- (7) 現況平面図及び現況縦横断図（当該埋立地等の周辺を含めたもの）
- (8) 計画平面図及び計画縦横断図
- (9) 雨水、排水対策図（計画書添付）
- (10) 事業施行フローシート（様式第2号）
- (11) 契約書の写し
- (12) 隣接地主等権利者の同意書
- (13) 関係土地改良区の同意書
- (14) 土地の埋立て等区域の境界から半径100メートル以内に位置する近隣住民の同意書
- (15) 誓約書（事業主及び事業施行者が連署し、印鑑登録されている印を押印し、印鑑証明を添付すること。なお、事業主及び事業施行者が法人の場合は、法人の登記簿謄本を添付すること。）
- (16) 発生元の土壌検査書（土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）の判定基準）。ただし、市内の公共工事に伴って発生した残土による土地の埋立て等については、設計書のとおり産業廃棄物を処理したことの証明書を添付し、かつ、発注者と工事管理監督者の証明書を添付の場合は、土壌検査書は、省略することができる。
- (17) その他必要とする書類及び図面

2 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、許

可又は不許可を決定し、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業許可（不許可）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（事業の開始届）

第3条 条例第6条の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業開始届（様式第4号）により行うものとする。

（施行基準）

第4条 条例第7条に規定する施行基準は、別表に掲げるとおりとする。

（措置命令）

第5条 条例第8条の規定による事業の停止命令は、停止命令書（様式第5号）により、原状回復その他必要な措置に係る命令は、措置命令書（様式第6号）により行うものとする。

（変更の許可申請）

第6条 条例第9条第1項の規定による変更の許可を受けようとする事業主等は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業変更許可申請書（様式第7号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、許可又は不許可を決定し、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業変更許可（不許可）決定通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（改善勧告及び改善命令）

第7条 条例第10条の規定による勧告は、改善勧告書（様式第9号）により、条例第11条の規定による改善命令は、改善命令書（様式第10号）によりそれぞれ行うものとする。

（完了の届出）

第8条 条例第13条の規定による届出は、事業完了後7日以内に、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業完了届（様式第11号）により行うものとする。

（進行状況の報告）

第9条 申請者は、条例第14条の規定により、事業の進行状況について土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業進行状況報告書（様式第12号）により、翌月5日までに市長に報告するものとする。

（身分証明書）

第10条 条例第15条第2項に規定する身分を示す証明書は、守谷市職員服務規程（昭和52年守谷町規程第5号）第5条第1項の身分証明書とする。

（標識）

第11条 条例第17条の規定により、事業区域の周囲に標識（様式第13号）を設置するものとする。

（公表の方法）

第12条 条例第18条の規定による公表は、次に掲げる事項とし、守谷市公告式条例（昭和30年守谷町条例第6号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他

の方法により行うものとする。

- (1) 条例第8条又は第11条に該当する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 違反の事実及び命令の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日規則第11号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日規則第6号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月17日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

1 事業区域周辺にみだりに人が立ち入れぬよう，次に掲げる基準に適合した柵又は塀を設置すること。

（1）埋立て又は盛土の場合

ア 柵の高さ	120センチメートル以上
イ 杭の直径	6センチメートル以上
ウ 杭の間隔	180センチメートル以内
エ 鉄線の間隔	30センチメートル以内とし，タスキ掛けを行うこと。

（2）たい積の場合

ア 塀の材質	板又はトタンと同程度又はより強度のもの
イ 塀の高さ	たい積高に対し20センチメートルを超える高さ
ウ 杭の間隔	90センチメートル以内

2 事業に伴う隣地との段差等について，次に掲げる制限を守ること。

（1）埋立て又は盛土の場合

ア 隣地境界との段差	50センチメートル以内
イ 土留の高さ	板又はコンクリートにより50センチメートル以上
ウ 転地替による掘削を行う場合	地表から150センチメートル以内

（2）たい積の場合

ア たい積の高さ	250センチメートル以内
イ 土留柵	隣地境界から事業区域内に180センチメートル以上のところに高さ100センチメートル以上
ウ たい積期間	搬入日より3箇月以内

3 事業区域内に排水溝を設け，雨水等の適切な排水を行うこと。

4 作業中は，監視員を配置すること。